

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	その他	項目名	質問内容	回答
1	35	別紙1	(1)					サービス対価の構成	施設整備業務に係る対価の内、各年度の実施設業務の出来高は、年度毎の出来高に応じて支払われる理解でよろしいでしょうか。	施設整備業務に係る一括支払い分（サービス対価A-I～IV）における出来高払いの対象は、「建設費（備品等の設置費を除く）」、「施設の解体・撤去費」、「工事監理費」です。「設計費（基本設計費を除く）」及び「埋蔵文化財確認調査費」は、各業務完了年度に一括で支払います。 なお、基本設計費は割賦支払い分（サービス対価B-I～IV）での支払いとなります。
2	37	別紙1	(2)	ア	(ア)			サービス対価A-I	サービス対価A-I～A-IVの各年度出来高の支払いについて、当該各年度出来高に係る消費税及び地方消費税も併せて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	37	別紙1	(2)	ア	(ア)			サービス対価A-I (学校教育施設等整備事業債)	「起債対象事業費は、新中央体育館（交付金対象事業費を除く）を整備するための実施設計費・工事監理費・建設工事費（当施設を整備するための解体撤去に要する経費も含む）・埋蔵文化財確認調査費を想定している。」との記載がありますが、新中央体育館の建設工事費のみ交付金対象事業費を除いて算出するとの理解でよろしいでしょうか。	サービス対価A-Iを対象とする学校教育施設等整備事業債の起債対象事業費はご理解の通り、新中央体育館の建設工事費分については交付金対象事業費を除いて算出してください。 このほかに入札説明書にも記載のとおり、次の経費についても起債対象事業費となります。 ・実施設計費（基本設計費を除く） ・新中央体育館を整備するための解体撤去に要する経費 ・解体撤去に必要不可欠な仮設費用 ・工事監理費 ・埋蔵文化財確認調査費
4	59	別紙2	(4)	イ	(イ)	b		サービス対価D (光熱水費を除く)及びEの改定方法 (物価変動に採用する指標(運営・維持管理業務に係る対価))	運営・維持管理業務に係る対価・サービス対価区分「①」に対する、物価変動に採用する指標が「実質賃金指数」とされていますが、実質賃金指数は、名目賃金から物価変動の影響を差し引いて算出した指数です。 今回、人件費(対価・サービス対価区分「①」)の改定に採用する指標を賃金指数ではなく「実質賃金指数」とした具体的な理由がありましたらご教示いただけないでしょうか。	「契約に関するガイドライン」PFI事業契約における留意事項について「(内閣府)」において例示された指標を参考にして、「実質賃金指数」を採用しています。
5	70	別紙3	(4)	ウ	(カ)			やむを得ない事由による場合の措置	新型コロナウイルス感染症等の大規模な災禍で、WHOや厚生労働省がパンデミックとして指定したような感染症等が発生した場合は、本施設での業務が一定期間停止する・イベントや大会が中止になる等、一時的に要求水準を満たせない状況が生じる場合が想定されます。 当該事態・場合につき、以下について内容協議の場を頂きますでしょうか。 一、事業者が従事者を雇用している、或いは維持管理を実施する状況に変わりはないため、事業契約に定められたサービス対価は変更なく支払い頂くための協議 二、利用料金等の運営収入が大幅に減ることとなり、また消毒等の事態対処業務の発生や自主事業講師へのキャンセル料発生など支出が嵩む可能性もあります。貴市からのサービス対価だけでは事業支出を賄えない、追加支出やキャンセル料等の違約金が企業経営を圧迫する等の事態について、事業契約上の不可抗力として、貴市より運営収入相当分を補填、または損失相当分を補填頂くための協議 三、民間提案施設等の貴市への使用料・貸付料の類も、支払い免除についての協議	発生する個々の事象に応じて、協議することは可能です。 ただし、不可抗力については、事業契約書(案)の通りとします。 なお、新型コロナウイルス感染症など既知の感染症の蔓延は不可抗力には該当しないものとします。 また、市が自主事業等の実施に関して、営業補償を行うことはありません。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
1	9	1	9						指定管理者の指定	指定管理者の指定にあたり、新たに提案書等を事業者が準備する必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	「申請書」等一部書類の提出を依頼する予定です。詳細は別途依頼いたします。
2	25	3	1	(1)	1)				西宮市における西宮中央運動公園の位置づけ	テニスコートは昭和38(1963)年に竣工とありますが、現在のクラブハウスも同年に竣工したものの理解でよろしいでしょうか。その場合、事業者の維持管理開始時点(2029年)では築66年、事業終了時(2047年)には築84年となります。要求水準書p.111には「一時期に全面的に修繕する行為は「大規模修繕」とし、本事業では想定しない。」とありますが、クラブハウスにおいては、市による事業期間中の大規模修繕または更新を実施することは想定しておりますでしょうか。	詳細は不明ですが、テニスコートとほぼ同時に竣工したものと理解していただいてもかまいません。また、コート内のクラブハウスなどの建物について、現時点では大規模修繕・更新の予定はありません。当該施設については、事業者において適切な維持管理に努めてください。
3	33	3	2	(1)	1)	④	オ		施設計画(安全・防災・防犯)	西宮市消防局と防火水槽の協議を行った際に、敷地内の公設消火栓を公道上に移設するように個別に指示を受けました。今回の入札においては当該消火栓の公道への移設費用を見込むものとしてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、施設配置などによって、消火栓の位置を適切に決めることが必要となるため、あらかじめ消防局警防課と協議をしてください。
4	37	3	2	(2)	3)	①	オ	a, d	だれもが遊べる遊具広場	a:だれもが遊べる遊具広場は5000㎡以上のまとまったスペースを確保することとし、d:遊具広場内にちびっこ広場を150㎡程度設置することとありますが、両広場が園路を跨ぐ形で一体的に整備することは問題ないでしょうか。	だれもが遊べる遊具広場は原則、まとまったスペースとして分断することなく整備し、ちびっこ広場を内包するものとしていますが、広場の一体性を確保した上で利用者の利便性や安全性に配慮した園路計画(幅員設定等)とする場合、ご理解の通りで問題ありません。
5	37	3	2	(2)	3)	①	オ	e	だれもが遊べる遊具広場	「舗装例としてゴムチップ舗装等とする。」と記載されていますが、安全性を確保すれば芝生舗装でもよろしいでしょうか。	ちびっこ広場は、利用条件を考慮すると芝生の枯損が懸念されるため芝生舗装は不可とします。ゴムチップ舗装同等の安定して弾性を有するものとしてください。
6	38	3	2	(2)	3)	①	ス		RT-BOX 公衆電話	公衆電話における移設・廃止費用については事業者負担と記載があるが、公衆電話使用料については貴市の支払いという理解で良いでしょうか。事業者負担の場合、年間維持費用含めて具体的に教えてください。	公園占有物であるため占有者が使用料(占有料)を支払います。事業者負担ではございません。
7	44	3	2	(2)	11)		ウ		植栽計画	兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」に規定された緑化率を順守することとありますが、緑化面積確保の方針について、西宮市花と緑の課に問い合わせた際に緑化面積の確保方針についてメールと添付資料【★配付用【抜粋】都市公園における環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)による緑化について.docx】にて指示がありました。公平性の観点から入札の追加資料として、発行をお願いできますでしょうか。	後日、西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業のHPに、追加資料として公表いたします。
8	74	4	2	(1)	4)	②			実施設計図書	実施設計業務の完了時期については、要求水準書P74に定める実施設計完了時に市に実施設計を提出し、市より確認の通知を受けた時点との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	82	4	2	(3)		②			解体・撤去工事の範囲	2023.1.31の質疑回答150で「解体撤去備品は、処理責任は最終的に市が負う。必要な契約においては、排出事業者である市が契約主体、収集・運搬・処分等に係る費用は、事業者が負担。」とありますが、廃掃法に抵触する恐れがございます。つきましては参考見積として提示するとの理解でよろしいでしょうか。	排出事業者である市が契約主体となり、収集・運搬・処分等に係る費用は、事業者が負担することとします。その上で、事業者においては、許可業者に収集・運搬・処分業務を適切に依頼してください。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
10	85	4	2	(5)			エ		備品等の設置業務	「現施設の備品で本施設でも継続利用が可能な備品については、供用開始当初、当該備品を使用する提案も可とする。」とあり、貴市へ現地調査を依頼しましたが、その際に「基本的にすべて老朽化しており、新設した方が良いと考える」とのコメントをいただきました。現施設の備品は全て処分・新設するとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、現施設の備品の取り扱いについては、撤去処分（廃棄）・他施設への所管替え・現施設から本（新）施設への移管があります。具体的には、老朽化が著しく安全面からも問題がある備品は撤去処分、他施設（学校園など）での利用要望があり使用に耐えうる備品は所管替え、現施設用に買い替えて間もない場合は新しい施設への移管とします。 いずれの場合でも、市の指示に従い、事業者負担により実施するものであり、詳細については協議とします。
11	95	6	1	(5)					費用負担	衛生消耗品類の負担について、シャワー室利用者が洗身等のために使用する石鹸類については、事業者の設置は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、利用者へのサービス向上の一環として、そうしたことを実施することを妨げるものではありません。
12	98	6	2	(1)	1)		ウ		業務責任者	「『維持管理業務責任者』は、原則として運動施設の開館時間は本件施設に常駐するものとし、」と記載がございますが、配置時間については、事業者の判断との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。事業者の提案に委ねます。
13	103	6	3	(1)	3)	⑤	イ		マンホールトイレ	マンホールトイレの定期点検について、回数等の想定はされておりますでしょうか。	マンホールトイレの定期点検の回数等については、事業者の提案に委ねますが、使用時に支障が出ないように検討してください。
14	109	6	3	(6)	3)	④	カ		ごみ処理業務	「事業者が大会・イベント主催者に対し、ごみ袋や産業廃棄物の処理手数料等業務に要する費用の一部負担を求めることは可とする。」とありますが、「一部」について、どのような範囲を想定されておりますでしょうか。 また、イベント時にイベント主催者及びイベント参加者が排出したゴミについて、イベント主催者にて処分或いは費用を全額実費にてご負担頂くことは可能でしょうか。	前段について、新中央体育館等有料施設では、通常の使用に際してごみ等が一定量排出されることを想定し、当該ごみ等の処理費用もあらかじめ見込んだ上での利用料金を設定しています。また、興行利用など営利目的では、維持管理にかかる費用増なども見込み、倍額規定が適用されます。以上から、基本的にはごみ等の処理費用は、事業者が負担するものとお考え下さい。 ただし、大会・イベント時に、その主催者に対して来場者へのごみ持ち帰りの協力依頼等をした場合であっても、通常の使用時以上のごみ等の発生が見込まれる場合においては、通常使用時相当分を超えるごみ等の処理費用を「一部」とみなし、主催者に対して負担を求めることを可とします。 一方、公園は通常、一般に開放されている施設であり大会・イベント時についても日常利用に伴うことから、「一部」については当該大会・イベント開催のみで発生したごみ等を想定し、当該ごみ等の処理費用の負担を主催者に対して求めることを可とします。 後段について、主催者に対してごみ等の処理費用負担を求めることが可能な範囲は、上記「一部」までとします。 なお、さまざまなケースが考えられますので、費用負担とのバランスなど諸事情を考慮し、主催者の理解を得られるよう努めてください。
15	112	6	3	(9)	4)	③	ウ		要求水準（事業期間終了前）	「市は、本事業期間終了2年前までに・・・中略・・・要求水準書及び事業者提案を満たしているかを確認する。」とありますが、本事業の終了が2048年3月までですので、その2年前の2046年3月より以前に、市による「要求水準書及び事業者提案を満たしているかを確認」を実施する、との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書及び事業者提案に記載されたすべての事項が満たされているかを確認する終了前検査の実施日を、本事業期間終了2年前まで（2046年3月より以前）に通知します。 検査の実施日は、施設の状況についてのチェック・評価等を踏まえて決定します。
16	122	7	3	(2)	2)	②	ア		開館時間及び使用時間	「使用時間前後30分を利用者の準備・撤収時間として開館」と記載がありますが、これは、開館時の7時（テニス）9時（体育館他）からの利用者、閉館時の21時までの利用者のみ適用されるということでしょうか。この場合、他時間の利用者との不公平が生まれると考えます。 どの時間帯も準備・撤去を含めた時間での予約と考えているため、意図をご教授いただけないでしょうか。	当該記載内容については、開門時間を指します。具体的には、体育館アリーナの1コマ目の利用開始時間を9時とした場合、おおむね8時30分に開門し（入口を開錠し、館内への立ち入りを認める）、利用者が着替えなど準備をし、アリーナなどへの入場は9時開始とすることを想定しています。 また、最終コマの利用終了時間を21時とした場合、着替えなどを終え利用者は退出することになります。なお、おおむね21時30分に閉門（出口を施錠し、館内立ち入り不可とする）することを想定しています。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
17	123	7	3	(3)	2)				利用形態	1日の利用枠として2時間単位を想定となっていますが、事業者にて1時間単位や3時間単位などの提案は可能でしょうか。	可能です。ただし、施設予約システムの改修が必要となること（費用は事業者負担となります）や利用されない時間帯増加の懸念などが課題として考えられます。
18	137	7	4	(10)	3)	②			広告、ネーミングライツ	ネーミングライツの具体的な契約手続きについてご教示願えますでしょうか。 愛称名の命名権は市からSPCが取得し（SPCと市が協定を締結）、その権利を運営企業、広告企業へと順次譲渡（有償）するという理解でよろしいでしょうか。 また、市へは、SPCが運営企業より収受する金額の50%を納付するとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、基本的にご理解の通りです。 ただし、契約・協定に関する具体的な内容及びスケジュールについては、事業者選定後に詳細協議します。なお、広告企業から得られた収入のうち50%を市に納付することとしていることに留意してください。
19	137	7	4	(10)	3)	②			広告、ネーミングライツ	提案した広告やネーミングライツの金額や時期が変動した場合、ペナルティは課されないとの理解でよろしいでしょうか。時期が先となるため、各企業の業績等により金額や時期は変動されることが想定され、ペナルティを課されますと提案は非常に難しいと考えます。	ご理解の通りです。 ただし、加対象項目であることには留意し、提案内容に責任を持って事業に取り組んでいただくことを要請します。
20		資料12-1							新設雨水貯留槽の要求水準（分水施設、導水管渠）	分水構造は原則正面越流とすること。分水堰は容易に高さ調整可能な構造とし***とありますが、第1回質問NO.182の回答で、カット量の調節を固定堰で行うことは困難なので、ゲートにて雨水流入を制御する***と回答がありました。従って、この項（分水構造・分水堰の調節）はゲート設備に置き換わったものと考えてよいでしょうか。	現時点の本市の想定では、雨水貯留槽の流入口に設置するゲート設備にて、流入制御することとしているため、導水管内への常時水及び土砂等の堆積を防止するために、越流堰は必要と考えております。
21		資料12-1							新設雨水貯留槽の要求水準（中央運動公園敷地内水路の必要能力）	事業者は、中央運動公園敷内を****付け替えが必要となる場合は10年確率降雨の流量計算書に基づき、下記の能力を確保すること。とありますが、運動公園内の排水施設（流量計算書に示す81、53等の管番号）の布設替えが発生した場合は、10年降雨の能力を満足する断面を確保する理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 なお、資料12-1に記載のとおり、中央運動公園敷地内を流れる西宮市指定水路東411号及び東412号水路について、現況断面が10年確率降雨以上の流下能力を満たさない区間は改築することになります。
22		資料12-7							オンサイト施設の整備について（流出抑制の考え方、流出抑制量等の算出）	現況の排水施設は6年確率降雨相当で整備されているため、とありますが資料12-1P5に従って、10年確率降雨相当で布設替えした流域については、6年確率降雨と40年確率降雨の差分は、10年確率降雨と40年確率降雨の差分と読み替えて良いでしょうか。	放流先あるいは下流側の雨水排水施設は、6年確率降雨相当で整備されているため、6年確率降雨と40年確率降雨の差分を流出抑制いただくこととなります。
23		資料23							光熱水費等データ一覧表	光熱水費等データについて令和4年度分が開示可能であれば提供いただけますでしょうか。	後日、市HPで公表します。
24		資料23							光熱水費等データ一覧表	有料施設以外の公園部分の電気及び水道料金については、資料23のいずれかの施設に含まれていますか。含まれていなければ別途開示いただけますでしょうか。	資料23について、有料施設以外の公園部分の電気及び水道料金は含まれておりません。後日、追加資料として市HPで公表いたします。
25		資料26							利用料金設定等の考え方（陸上競技場更衣室・諸室）	注意書きとして原則として別途徴収しないこととする記載がありますが、貴市との協議による徴収は可能でしょうか。	可能です。
26		資料30							使用料等の考え方	新中央体育館内に設置する自動販売機及び広告看板・デジタルサイネージの目的外使用料は、「要求水準書に関する質問・回答書（第1回）No.204」のケース2に該当するという理解でよろしいでしょうか。 また、広告等を壁面設置する場合の考え方があればご教授ください。	前段について、ご理解の通りです。 後段について、壁面に固定されるタイプにおける使用料算定時の面積は広告の表示面積となります。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	項目名	質問内容	回答
1	様式6-3					(3) 地域経済への貢献	様式6-3に記載する市内事業者への発注件数及び発注金額について、二次以降の協力会社が市内業者の場合、記載をしてもよろしいでしょうか。 例) 構成企業(元請)→市外業者(一次)→市内業者(二次) 上記の場合、二次(以降)の発注件数及び発注額の記載が可能でしょうか。	前段及び後段について、記載は可能です。ただし、既に市内事業者への発注としてカウントした市内事業者から別の市内事業者へ発注を行う場合、当該発注の件数及び金額は記載できません。また、入札説明書に遵守事項として示した「市内事業者に対する契約に関する事項」において、市内事業者契約額の算定対象となるケースは、「市内事業者が入札参加者の構成企業として参加する場合」、もしくは「市内事業者が入札参加者の構成企業から直接業務の一部を受託又は請け負う場合」であるにご留意ください。
2	様式6-3					(3) 地域経済への貢献	共同企業体を市内業者と組成した場合、業者への発注は共同企業体から市内業者へ行うこととなります。この場合における市内業者への発注金額は、市外業者のJV比率に応じた発注金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。 例) 共同企業体比率(市外業者80:市内業者20)の場合において、100市内業者に発注した場合、80が発注額となる。	SPCから共同企業体へ業務発注を行う場合で、共同企業体に市内事業者Aが含まれる場合、さらに共同企業体から市内事業者Bに発注が行われる場合は、「共同企業体における市内事業者AのJV比率に応じたSPCからの発注金額」及び「共同企業体における市外事業者のJV比率に応じた市内事業者Bへの発注金額」を記載してください。 例示頂いたケースでは、「SPCから共同企業体への発注金額のうち、共同企業体を構成する市内事業者への発注相当金額(JV比率である20%)」及び「共同企業体から別の市内事業者への発注金額100の内、市外事業者のJV比率(80%)に応じた発注金額の80」の合計が発注額となりますが、「SPCから共同企業体への発注金額」に応じて合計金額は異なるため、以下の通り計算例を示します。 【計算例①】 SPCから共同企業体への発注金額が100、共同企業体から別の市内事業者への発注金額が100の場合 合計発注金額=100×20%+100×80%=100 【計算例②】 SPCから共同企業体への発注金額が200、共同企業体から別の市内事業者への発注金額が100の場合 合計発注金額=200×20%+100×80%=120
3	様式9-4					維持管理費内訳書	当該様式備考欄に、「※消費税及び地方消費税は含まないこと。また、物価変動は考慮しないこと。」とあります。物価変動及び人件費単価変動等は想定せずに維持管理業務期間の維持管理業務費を記載し、入札説明書別紙2及び事業契約書別紙6の需要変動に伴う改定により、実際の物価変動及び人件費単価変動等が反映される、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 物価変動に伴うサービス対価Dの改定は、入札説明書別紙2(4)イ(イ)及びウに記載の通り行います。なお入札説明書に記載の通り、人件費はサービス対価D(光熱水費を除く)及びEの費用区分の1つであり、その変動は「サービス対価D(光熱水費を除く)及びEの物価変動」に含まれるものとしてご理解ください。
4	様式9-5					維持管理費内訳書(修繕及び更新費)	「※費目は必要に応じて追加すること。」とありますので、大項目中項目小項目の内容は必要に応じて変更しても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	様式9-5					維持管理費内訳書(修繕及び更新費)	令和6(2024)年度からの記載となっていますが、各施設において事業者の維持管理開始前の期間は空欄とするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	様式11-4 11-5					資金調達計画 長期収支計画書	事業者により解釈した計算方法等については、様式の下部に、事業者にて注釈を記載してもよろしいでしょうか。また、現在様式記載の注釈「※」の記載は残したままでよろしいでしょうか。	前段及び後段について、ご理解の通りです。
7	様式11-5					長期収支計画書	様式11-5記載内容 「※便宜上、市から事業者へ支払う対価のキャッシュ収支は市からの支払いまでの期間のズレを考慮せず、事業を実施した年度に計上すること。」とありますが、借入金残高やSPC精算時の出資者への配当金等も期間のズレを考慮しないという理解で良いでしょうか。例えば、借入金残高は2048年度に最終のサービス対価Bを市より受領しローンの返済に充てるため、2047年度時点では残高が残った状態で2048年に残高が0円となります。ただし、様式内では2047年度までの記載しかないので、2048年度の項目を設けることはせず、サービス対価を2047年度に受領したものとし、2047年度内に返済したのとして考えることでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	頁	第1条	1	(1)	ア	項目名	質問内容	回答
1	11	第31条				第三者に生じた損害	騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等のほか、工事的物の存在そのものが周辺に与える日照障害、風害、電波障害等の影響についても、第40条の規定が優先して適用され、第39条に規定される周辺家屋調査の結果を踏まえ、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施してなお回避できない第三者損害については、その費用は発注者負担となるという理解でよろしいでしょうか。	各条文は、具体的に生じた事象によって検討し適用します。 工事的物の存在そのものが周辺に与える影響については、要求水準書第4.2(2)3②イの通り、近隣に及ぼす諸影響を検討し、問題があれば適切な処置を行ってください。これにより生じた第三者への損害については、第31条に基づき事業者負担としますが、本事業の遂行自体に対する住民反対運動又は訴訟等に直接起因する合理的な増加費用及び損害は、市が負担します。
2	14	第37条	4	(3)		本工事の請負	貴市及び事業者いずれにも帰責しない事由が発生し建設費用及び工期に影響を与えた場合は、本号に規定のとおり法令等の変更又は不可抗力についての規定を援用するものと理解しておりますが、当該事由が発生した場合の取扱いについては、中央建設業審議会（国土交通省）が作成した公共工事標準請負契約約款において、請負者に帰責しない事由による工期延長は認められるという規定に照らし、本契約書第9.5条第2項及び第9.7条第2項の協議その他により延長期間を決定のうえ、引渡日の延期が認められるという理解でよろしいでしょうか。	法令等の変更又は不可抗力の場合は、第95条第2項又は第97条第2項に基づき、引渡予定日の変更も含めた協議に応じます。
3	15	第39条	3	(2)		各種調査	貴市提供の参考資料に記載のない事業用地及び既存施設の瑕疵について、第39条第1項に規定する調査にて発見できない類の瑕疵であった場合、当該瑕疵の発見時点において損害の発生及び拡大防止・低減措置を取ることは困難かと思料します。この場合、当該瑕疵が発見された時点から、損害の発生及び拡大防止・低減措置をとることで貴市との間で工期延長及び増加費用の負担の決定協議の要件に足るという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、当該瑕疵を発見した時から増加費用又は損害の発生及び拡大を阻止・低減する努力を尽くしていることを明らかにしてください。
4	16	第40条	2~6			本工事に伴う近隣対策	本条の規定における、「合理的に要求される範囲の近隣対策」が実施されていることをして、事業者側は本条に記載のある近隣住民の安全や生活環境に与える影響について、善管注意義務を果たしているとみなされると理解してよろしいでしょうか。	合理的に要求される範囲の近隣対策の実施をもって善管注意義務が果たされているとみなされるものではありません。 善管注意義務が問題となる場面において、近隣対策の実施内容や当時の状況を含め、自らの善管注意義務を果たしたことを明らかにしてください。
5	19	第46条	6			契約不適合	本項に記載の「契約不適合責任を問う意思を明確に告げる」際は、書面にて告知を受けるものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	20	第47条	2			工期の変更	本項において、「事業者の責めに帰すことのできない事由」とは、①貴市に帰責する事由 ②貴市及び事業者いずれにも帰責しない事由（＝法令変更又は不可抗力）のいずれかに該当するかと思料しますが、①の場合は当然に工期延長が認められるという理解でよろしいでしょうか。また、②の場合については、中央建設業審議会（国土交通省）が作成した公共工事標準請負契約約款において、請負者に帰責しない事由による工期の延長事由の発生は工期延長が認められるという規定に照らし、本契約書第9.5条第2項及び第9.7条第2項の協議その他により延長期間を決定のうえ、引渡日の延期が認められるという理解でよろしいでしょうか。	前段について、工期延長は協議に基づいて決定します。 後段について、法令等の変更又は不可抗力の場合は、第95条第2項又は第97条第2項に基づき、引渡予定日の変更も含めた協議に応じます。
7	20	48条	3			工期の変更による費用負担	貴市及び事業者いずれにも帰責しない事由が発生し建設費用に影響を与えた場合は、本項に規定のとおり法令等の変更又は不可抗力についての規定を援用するものと理解しておりますが、当該事由が発生した場合の取扱いについては、中央建設業審議会（国土交通省）が作成した公共工事標準請負契約約款において、請負者に帰責しない事由による請負代金の変更は認められるという規定に照らし、本契約書第9.5条第2項及び第9.7条第2項の協議その他によりその具体的金額を決定のうえ、事業者に対する増加費用及び損害の補填が認められるという理解でよろしいでしょうか。	法令等の変更又は不可抗力の場合は、第95条第2項又は第97条第2項に基づき、増加費用及び損害の負担に関して協議に応じます。
8	30 ~ 37	第83条 ~ 第90条				本施設等引渡しの完了前の契約解除等 本施設等引渡しの完了後の契約解除等	事業契約第83条~90条において、市、事業者、不可抗力または法令変更による事業契約解除の際に、引渡前の出来形部分に相当する工事費相当額及び引渡し完了した本施設等に係る未払いのサービス対価（施設整備費相当分）の残額があり、市の選択により、経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従い支払う場合において、経過利息の金利は、サービス対価B-I~IVにおける割賦金利（基準金利+スプレッド（事業者提案による利鞘））にて算出される、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	32	第84条				本施設等引渡しの完了前の事業者による契約解除等	中央建設業審議会（国土交通省）が作成した公共工事標準請負契約約款において、発注者都合により設計図書が変更され、工事請負代金が2/3以上減少した場合及び発注者都合により工事中止期間が長期に及んだ場合については、受注者は催告なく契約の解除ができる権利が与えられていますが、本事業において上記と同様の事象が発生した場合、どのような措置を想定しているかご教示ください。	事業継続が困難となるような設計変更の必要性が生じた場合は協議により決定します。

No.	頁	第1条	1	(1)	ア	項目名	質問内容	回答
10	32	第84条	4			本施設等引渡しの完了前の事業者による契約解除等	「第1項に基づき本契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。」とありますが、当該増加費用及び損害については、市が一括払いを選択したことに伴い事業者が生じるブレイクファンディングコスト等の金融費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲においてご理解の通りです。
11	33	第85条	3			本施設等引渡しの完了前の法令変更による契約解除等	事業契約第85条、第86条、第89条及び第90条において引渡前の出来形部分に相応する工事費相当額及び引渡し完了した本施設等に係る未払いのサービス対価（施設整備費相当分）の残額があり、市の選択により、一括払いにより支払う場合において、事業者が生じるブレイクファンディングコスト等の金融費用は、市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲においてご理解の通りです。
12	36	第88条	4			本施設等引渡しの完了以後の事業者による契約解除等	「第1項に基づき本契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。」とありますが、当該増加費用及び損害については、市が一括払いを選択したことに伴い事業者が生じるブレイクファンディングコスト等の金融費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲においてご理解の通りです。
13	66	別紙9				不可抗力	事業契約別紙9にて、不可抗力が生じた場合の市と事業者の負担について供用開始日を基準日として定められていますが、事業契約書別紙4による事業期間中に付保する保険の区分は、①設計・建設期間中、②開業準備期間及び運営・維持管理期間となっており、①の期間は引渡日までとなっています。 供用開始日を基準とすると、開業準備期間に不可抗力が生じた場合、設計・建設期間も含めたサービス対価の1%を事業者が負担することとなりますが、①の保険を適用することができません。この事を考慮いただき再考願えませんでしょうか。また代表企業が直近で取り組んだ他のPFI事業の基準日は、全て引渡日となっています。	原案の通りとします。

No.	書類名	頁	その他	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書に関する質問・回答書（第1回） ※入札参加資格審査に関する部分を除く	2	NO. 25	施設整備に係る対価のうち、一括支払い分の算定方法	質疑回答No.25において、「サービス対価B-Iの金額の増減により金融機関の事務手数料等、事業者に追加費用が発生する場合、当該追加費用は事業者の負担とする。」とありますが、事業者に責めない理由により生じたサービス対価の変動により生じた金利増額等は貴市にて負担頂ける理解で良いでしょうか（サービス対価B-II～B-IVも同様）。の質問に対して、「サービス対価Bの金額増減に伴う費用については、全て事業者の負担となります。」との回答がありました。事業者の負担になるのは、金融費用（金融機関へ支払う手数料等）であって、サービス対価Bが増額された場合に伴う割賦金利の増額分については、当然ながら市の負担になるとの理解でよろしいでしょうか。サービス対価B増額に伴う割賦金利増額分を事業者で負担することは事業の破綻につながるため受け入れがたく、本事業に支障がなくなってしまうため、改めて確認させていただきたいとの趣旨です。	ご理解の通りです。
2	要求水準書に関する質問・回答書（第1回） ※入札参加資格審査に関する部分を除く	19	NO. 202	使用料等の考え方	民間提案施設エリアでの提案について、障害者団体による定期的もしくは単発での出店についても、目的外使用料の負担が必要でしょうか。（売上は利益を上げる目的ではなく、障害者の雇用支援に利用されるため。）	民間提案施設エリアは、「本要求水準書で定める体育館メインアリーナ等の諸室とは別に、事業者が任意で整備するエリア」です。また、「この手法により当該施設を整備した場合、事業実施の有無にかかわらず、事業者は、事業期間にわたり、目的外使用となるため、使用料を市に納付しなければならない。」としています。 エリア内で行う自主事業業務内容を問わず、目的外使用料の納付が必要となります。 なお、民間提案施設エリアとして、すでに目的外使用料を市に支払っている場合であって、当該エリア内でスポット的（月に数回程度や単発開催等）に物販・飲食物の販売を行う場合は、重複して目的外使用料が必要となることはありません。
3	要求水準書に関する質問・回答書（第1回） ※入札参加資格審査に関する部分を除く	19	NO. 204	使用料等の考え方	「公園設置許可使用料」「目的外使用料」の算出にかかる使用面積は、屋根部分を含む水平投影面積ではなく、1階床面積で算出されるという理解でよろしいでしょうか。	「公園設置許可使用料」についてはご理解の通りです。ただし、屋外部分（例えば、屋根部分の下部）も含めて民間提案施設業務を展開する場合は、当該屋外部分も設置許可申請区域（使用面積）に含める必要があるとご理解ください。 「目的外使用料」の算出は、実際に使用している箇所全体の面積で算出します。実際の使用形態も考慮し、詳細は協議とします。
4	要求水準書に関する質問・回答書（第1回） ※入札参加資格審査に関する部分を除く	19	NO. 204	使用料等の考え方	民間提案施設エリアで既に目的外使用料を負担している範囲内において別事業を実施する場合（ワゴンなどで軽飲食などを販売）は、別事業にかかる目的外使用料の徴収はないとの理解でよろしいでしょうか。（二重徴収の可否の確認）	ご理解のとおりです。
5	要求水準書に関する質問・回答書（第1回） ※入札参加資格審査に関する部分を除く	19	NO. 204	使用料等の考え方	目的外使用料の算定式に記載の「建物推定時価」は、建物の減価償却相当額が毎年度減額されるとの理解でよろしいでしょうか。	建物推定時価は再調達価額から経年・使用による消耗分（減価）を差し引いた金額をベースとした評価額であるため、再調達価格が減価償却の減価分を上回る程度に上昇した場合、推定時価は対前年度比で増額になる場合があります。
6	要求水準書に関する質問・回答書（第1回） ※入札参加資格審査に関する部分を除く	19	NO. 204	使用料等の考え方	使用料算定式の「土地推定時価÷建物全体面積×使用面積×2.5/1000」記載の土地推定時価は、公園全体ではなく、建物の投影面積相当分との理解でよろしいでしょうか。	当該建物が位置する一筆の土地推定時価となります。詳細は、土地の利用形態等により決定されることとなります。
7	事業契約書（案）に関する質問・回答書（第1回） ※入札参加資格審査に関する部分を除く	29	NO. 54	自主事業又は民間提案施設業務の一部又は全体の終了	「＜自主事業又は民間提案施設業務の一部又は全体の終了＞の条文に基づき自主事業又は民間提案施設業務を終了する場合は、貴市に対する違約金やペナルティポイントが課されることはない」という回答を頂いておりますが、例えば、仮に当初の提案で15年間の民間提案施設業務を提案していたものの、収益の悪化等で10年目に提案事業を中止・終了した場合も、ペナルティや特に貴市に対する違約金等はないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、加対象項目であることや業務継続に向けた最大限の努力を行って頂くことが前提となることには留意し、提案内容に責任を持って事業に取り組んでいただくことを要請します。

No.	書類名	頁	その他	項目名	質問内容	回答
8	対話による共有認識事項・質問回答等	12	NO. 41 NO. 42	使用料等の考え方	太陽光発電装置を自主事業として体育館屋上に設置した場合は、事業者は行政財産使用料条例等に準拠した使用料（体育館内施設と同様の使用料）が発生するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、場合によっては減免の対象となる場合があります。詳細は協議とします。
9	対話による共有認識事項・質問回答等	17	NO. 54	開業準備・運営維持管理期間中の火災保険	対話の回答において、「事業契約書別紙4末尾に記載のとおり、同別紙4に定める保険を付保した場合と同等の効果がある手法を提案することも可能です。」とありますが、下記理由により、再調達金額に対する補償額については、PML値(予想最大損失率)を参考に算出するなど、事業者提案によることとしていただけないでしょうか。 ①火災保険の付保は、「補償額」が「再調達金額」となっていますが、保険会社に確認をしたところ、事業者にて普通火災保険を付保しても、市の帰責、事業者帰責に関わらず、市の共済保険と事業者の火災保険が按分されて支払われることになるため、再調達金額全額が補填されません。 ②事業者の失火による損害は請負業者賠償責任保険では補償できず、受託者賠償責任保険で対応することが考えられますが、保険会社に確認をしたところ、当該保険の補償額は最大50億円程度であることが通常であるとの見解で、再調達金額全額を補償額として設定することはあまり一般的ではないと考えられます。	原案の通りとしますが、補償額を再調達金額とすることについて、必ずしも保険商品によって付保することは求めません。構成企業による保証とする等の代替手法の提案を認めます。